



秋厚労ニュース

NO1798号

2017年10月23日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王5-4-2
TEL 018(864)3341
FAX 018(864)3349

病棟夜勤

10年前から再悪化

秋厚労看護改善委員が毎月頑張っている「勤務実態調査」。1976年に始まり、40年間データが積み重ねられました。この中から「月9日以上病棟夜勤をしている人の割合」を見てみると、ここ10年、再び悪化していることがわかりました。

秋田県厚生連の病棟夜勤（病棟勤務実態調査より、人）

年度	月8日以内	月9日以上
1980	6,386	1,170
1981	6,394	944
1982	7,619	1,654
1983	5,552	1,251
1984	5,084	1,410
1985	5,939	1,415
1986	8,811	1,629
1987	9,900	2,944
1988	9,921	2,366
1989	7,905	2,389
1990	10,232	2,559
1991	12,478	2,614
1992	13,573	2,391
1993	14,495	1,299
1994	14,174	1,140
1995	14,763	1,055
1996	13,285	1,304
1997	13,194	897
1998	14,549	1,126
1999	13,957	1,175
2000	14,202	1,366
2001	14,181	1,919
2002	13,226	1,956
2003	10,786	1,349
2004	12,365	1,683
2005	8,946	1,467
2006	12,713	3,428
2007	5,350	1,918
2008	12,582	2,643
2009	11,229	3,229
2010	12,472	2,122
2011	11,948	2,308
2012	11,441	2,913
2013	10,508	3,047
2014	9,673	2,544
2015	8,919	2,591
2016	9,001	2,088



写真は秋田県厚生連とは関係ありません

1965年（昭和40年）5月24日、人事院は夜勤制限の必要性を認め、「夜勤は月平均8日以内、1人夜勤の禁止」などの「判定」を出しました。これをきっかけに、1968年（昭和43年）、新潟県立病院における「夜勤協定」獲得の闘いが始まります。この運動は全国に広がり、「2人以上・月8日以内」から「ニツパチ闘争」と呼ばれました。

2割のスタッフが月9日以上

経営者と「複数、月8日以内」に関する「夜勤協定」を締結。全病院への保育所設置と夜勤者の車送迎も約束させました。

看護改善委の誕生

ところが、協定は締結しても看護師（当時は「看護婦」）が増員されず、秋厚労は「協定のしつばなし」と総括。新潟県厚生連労働組合（新厚労）の運動に学び、1976年1月、全支部に「看護改善委員会」を設置しました。

あきらかに夜勤協定違反

この「勤務実態調査」は、病棟ごとに月9日以上夜勤したスタッフの数がはつきり出てきます。全病院・全病棟について、これを年度ごとに集計してみると、左表のようになります。下のグラフは、1980年度以降、月9日以上夜勤したスタッフの比率を示しています。これを見ると、「月8日以内」夜勤は、一時期改善されたものの、10年程前から再び悪化していることが判ります。これは、明らかに「夜勤協定」違反。秋厚労は、今後、この問題を大きく取り上げていきたいと考えています。

秋田県厚生連の病棟夜勤
月9日以上夜勤している人の割合(%)

